

保護者の皆様

小金井市立小・中学校の臨時休校の延長について

日頃より、本市の教育行政に対し、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

小金井市教育委員会は、国や東京都教育委員会の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校を5月6日まで臨時休校といたしました。これまでの間、保護者の皆様の臨時休校へのご対応に感謝申し上げます。

4月7日に政府より発令された改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言において、東京都は対象地域として指定されましたが、全国的な感染拡大の状況から、4月16日に対象地域が全都道府県に拡大されました。緊急事態宣言の期間は5月6日までとされていますが、政府の専門家会議においても、学校の再開時期を慎重に見極める必要があるという見解が示されています。感染拡大の状況は予断を許さない事態となっており、小金井市教育委員会としましては、小金井市医師会とも協議し、子供の健康と命、健やかな成長と未来を第一に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐことを目的として、市立小・中学校において下記のとおり対応することとなりました。ご家庭のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止

2 臨時休校期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

※今後の状況により、学校再開が早まることもあり得ます。

3 連絡日

- (1) 学校からのお知らせ等の配布、学校への提出物の回収、休校中の課題の連絡や取組状況の確認を行うために、連絡日を設定します。
- (2) 連絡日には一斉指導を行うのではなく、短時間で個別に対応することを基本とします。一度に多くの児童・生徒が集まらないよう工夫します。
- (3) 学習・生活面等において心配がある場合は、必要に応じて、個別の登校や電話等による相談を行うことができます。お子様の様子について心配なことがありましたら、学校の先生やスクールカウンセラーにご相談ください。
- (4) 引き続き、「健康・生活習慣・ふりかえり記録表」への記入をお願いします。必要に応じて「心と体のチェックリスト」に家庭で取り組み、結果を見て心配な保護者は、学校に相談することもできます。

- (5) 連絡日は、児童・生徒ではなく、保護者による来校でも構いません。
- (6) 連絡日に登校しなかった場合、連絡事項は、電話連絡等でお伝えします。また、配布物は、学校の先生やスクールソーシャルワーカーが届けたり、連絡日以外の日に学校に取りに来ていただいたりすることもできます。
- (7) 臨時休校中の連絡日は、授業日ではありませんので、登校しない場合も欠席とはなりません。

4 学習課題

- (1) 臨時休校が長期化し、学習の遅れや学力の低下を心配する声が寄せられています。学校からは、復習だけではなく、新年度に配布した教科書等を活用した学習課題も提示していきます。
- (2) 規則正しい生活習慣を身に付けるため、学校からは、学習に計画的に取り組めるような学習課題を提示していきます。
- (3) 学校が児童・生徒の学習状況を把握することで、学習の遅れや学力の低下を防ぐための学習の支援を行うことができます。そのために、緊急事態であることを鑑みて、ご家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等、ICT機器の活用を考えています。詳細は、学校から連絡します。

5 その他

- (1) お子様が感染した場合、及び同居する家族が感染するなど児童・生徒が濃厚接触者となった場合、速やかに学校に連絡してください。
- (2) 給食の再開については、学校再開決定後に順次開始していきます。
- (3) 1学期開催予定の運動会については、延期または中止とします。延期して実施する際は、学校判断により、感染防止の観点からも内容等を工夫して実施することになります。
- (4) 小学校の海の移動教室、林間学校については、中止となります。
- (5) 保護者会や学校公開については、学校再開後も、当面の間は実施しません。
- (6) 中学校の部活動は実施しません。
- (7) 学童保育所の運営時間及び利用できる者並びに利用手続きについては、市ホームページでお示しします。学校ごとに児童の連絡日が異なるため、学校と学童保育所が連絡・調整を図って対応します。
- (8) 適応指導教室「もくせい教室」も臨時休校期間中は休室します。
- (9) 今後の状況により、変更もあり得ます。